

発議第 2 号

市議会議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び松阪市議会会議規則第 88 条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 6 年 3 月 21 日 提出

松阪市議会議長 坂 口 秀 夫

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派 遣 日	派 遣 場 所	派 遣 議 員
5 月 13 日 (月)	松阪公民館	総務企画委員会(7 人) 楠谷さゆり議員、深田龍議員、森遥香議員、小野建二議員、米倉芳周議員、堀端脩議員、久松倫生議員
5 月 15 日 (水)	松阪公民館	環境福祉委員会(7 人) 沖和哉議員、殿村峰代議員、奥出かよ子議員、東村佳子議員、中村誠議員、坂口秀夫議員、海住恒幸議員
5 月 17 日 (金)	松阪公民館	文教経済委員会(7 人) 市野幸男議員、橘大介議員、野呂一平議員、吉川篤博議員、赤塚かおり議員、西口真理議員、山本芳敬議員
5 月 20 日 (月)	松阪公民館	建設水道委員会(7 人) 松本一孝議員、松岡恒雄議員、小川朋子議員、田中正浩議員、野呂一男議員、濱口高志議員、中島清晴議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため